

株 主 各 位

愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号

ラクオリア創薬株式会社

代表取締役 谷 直 樹

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成28年3月30日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 栄ガスビル5階 501会議室 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 報告事項 | 第8期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 資本金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 資本準備金の額の減少の件 |
| 第3号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第4号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第7号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第8号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額 決定の件 |
| 第9号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会終了後、株主様向け事業説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.raqualia.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果 (全般的概況)

当事業年度におけるわが国経済は、景気回復局面で推移しておりましたが、年末にかけては円安効果が一巡したことに加え、チャイナクラッシュの顕在化や原油などのコモディティ市場の下落などにより、我が国経済の先行きは厳しい状況になるものと予想されております。

わが国の製薬業界を取り巻く環境は、市場のグローバル化や企業間競争の激化が進み、国内では政府による後発医薬品使用促進による医療費抑制策などにより一層厳しい経営環境となっており、国内外でM&Aによる業界の再編が活発化してきております。一方、創薬研究開発分野におきましては、4月に独立行政法人日本医療研究開発機構（Japan Agency for Medical Research and Development、略称「AMED」。）が設立され、国家プロジェクトによる創薬事業への支援体制が整ってまいりました。

このような環境下において、当社は医薬品開発化合物の継続的な創出、研究開発ポートフォリオの拡充、及びそれら開発化合物の導出を目指して研究開発活動並びに営業活動に取り組んでまいりました。

事業面では、旭化成ファーマ株式会社との創薬研究に関する共同研究により研究協力金を得たほか、新たに中国のXuanZhu Pharma Co., Ltd.（本社：中国山東省）との間で、新しい鎮痛薬の創出を目指した特定のイオンチャンネルについての共同研究契約を締結いたしました。

臨床試験の状況につきましては、CJヘルスケア株式会社（本社：韓国ソウル市、以下「CJ社（韓国）」）に導出中のアシッドポンプ拮抗薬が、4月より韓国で第Ⅲ相臨床試験が開始され、試験が順調に進んでおります。Meiji Seika ファルマ株式会社（以下、「Meiji Seika ファルマ社」）に導出した第二世代（非定型）統合失調症治療薬ジプラシドンが、日本で第Ⅲ相臨床試験が開始され、試験が順調に進んでおります。

Aratana Therapeutics Inc.（本社：米国カンザス州、以下、「アラタナ社（米国）」）に導出したEP<sub>4</sub>拮抗薬は、必要な試験が終了しており、平成28年中の承認申請及び発売開始に向けての準備が進んでおります。また、グレリン受容体作動薬につきましても、動物薬臨床試験の最終段階

において良好な結果が得られており、平成28年中の承認申請及び発売開始を目指して取り組みが進んでおります。

平成26年より当社が日本国内で実施しておりましたアシッドポンプ拮抗薬の第Ⅰ相臨床試験は8月に終了し、胃食道逆流症治療の既存薬と比べて速やかに胃酸分泌抑制効果があることが確認されました。アシッドポンプ拮抗薬は、前述のように韓国において第Ⅲ相臨床試験が順調に進んでおりますが、日本国内におきましても、引き続き製品化に向けた取り組みを進めてまいります。このほか、下痢型過敏性腸症候群（IBS）を適応症として開発中の5-HT<sub>2B</sub>拮抗薬（RQ-00310941）は、7月より英国で第Ⅰ相臨床試験を開始いたしました。

産学連携面では、国立大学法人名古屋大学（以下、「名古屋大学」）との間で新たに産学協同研究講座「薬剤科学・分析化学講座」と「新薬創成化学講座」を設置し、これまで愛知県知多郡武豊町で研究活動を行ってまいりました当社の化学研究部を、8月に名古屋大学東山キャンパス内に移しました。今後、名古屋大学との産学連携による創薬研究活動をより一層深化させてまいります。

また平成27年7月に、経済産業省中部経済産業局「平成27年度第1回異分野連携新事業分野開拓計画（新連携計画）」の認定を取得し、平成27年8月に同省同局「平成27年度商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）」に採択され、初年度3,000万円を上限として補助対象経費の2/3以内、2年度目は原則として初年度の補助金交付決定額と同額を上限に補助を受ける予定です。

以上の結果、当事業年度の業績は、事業収益145百万円、営業損失1,864百万円、経常損失1,795百万円、当期純損失1,854百万円となりました。なお、事業費用の総額は2,010百万円であり、そのうち研究開発費は1,302百万円、その他の販売費及び一般管理費は707百万円となりました。

また、当事業年度におきましては、投資有価証券売却益65百万円、事業所移転費用43百万円及び希望退職に伴う特別退職金69百万円を計上しております。

#### **（研究開発活動）**

当社の研究開発活動における当事業年度の研究開発費は、1,302百万円となりました。なお、当事業年度における主な研究開発の概況は、以下のとおりであります。

## 1) 自社の研究開発及び共同研究

### イ. 探索段階

炎症性疼痛及び神経因性疼痛を主たる適応症としたナトリウムチャンネル遮断薬のプロジェクトでは、見出された化合物の適切な投与方法の検討を継続して実施しました。さらに新規リード化合物探索を実施し、複数の候補化合物を見出しました。

神経因性疼痛を主たる適応症としたTRPM8遮断薬のプロジェクトでは、開発候補化合物の特性評価を継続して実施しました。

製薬企業等との共同研究については、以下のとおり実施しました。

| 会社名                      | 開始月      | 内容                             |
|--------------------------|----------|--------------------------------|
| 味の素製薬株式会社                | 平成24年10月 | 消化器領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究 |
| インタープロテイン株式会社            | 平成25年2月  | 疼痛領域における特定の蛋白質間相互作用を標的とした共同研究  |
| XuanZhu Pharma Co., Ltd. | 平成27年12月 | 疼痛領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究  |

(注) 旭化成ファーマ株式会社と平成27年4月から実施していた「特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究」は平成27年12月に完了し、マイルストーン収入を得ました。現在、次の段階の契約締結に向けて交渉を進めております。

### ロ. 前臨床開発段階

#### a) グレリン受容体作動薬 (RQ-00433412)

癌性悪液質を目標適応症として開発中の本化合物は、特性評価を完了し、次段階である前臨床開発試験の実施について検討しております。

#### b) モチリン受容体作動薬 (RQ-00201894)

消化管運動障害を目標適応症として開発中の本化合物は、第I相臨床試験実施に必要な前臨床試験 (*in vivo*薬効薬理試験、薬物動態試験、毒性試験 (GLP基準)、安全性薬理試験 (GLP基準)) が終了いたしました。次の開発段階に進むにあたって問題となる所見は認められておりません。

## ハ. 臨床開発段階

### a) 5-HT<sub>4</sub>部分作動薬 (RQ-00000010)

機能性胃腸障害 (FGID) を目標適応症として開発中の本化合物は、米国のVirginia Commonwealth University (VCU) での医師主導治験のIND承認をFDA (アメリカ食品医薬品局) から取得いたしました。現在、VCUにて試験実施の最終準備が進められており、VCUへのサイエンス面からのサポートを継続しております。

### b) アシッドポンプ拮抗薬 (RQ-00000004)

胃食道逆流症 (GERD) を目標適応症として開発中の本化合物は、米国に引き続き、日本での第 I 相臨床試験を終了し、ガイドラインに基づいた治験総括報告書の作成が完了しました。本試験において、良好な安全性、忍容性、薬物動態プロファイルが確認されるとともに、優れた薬理学的性質が日本人においても明らかとなる成績が得られました。具体的には、投薬後速やかに強力な胃酸分泌抑制作用を示し、長時間に亘りその効果は持続しました (24時間pH $\geq$ 4 保持時間率が90%)。引き続き導出に向けて活動を進めてまいります。

### c) 5-HT<sub>2B</sub>拮抗薬 (RQ-00310941)

下痢型過敏性腸症候群 (IBS) を目標適応症として開発中の本化合物は、本化合物を初めてヒトに投与する第 I 相臨床試験 (健康成人及び患者を対象) を7月に英国で開始し、現在継続実施中です。

### d) 第2世代半合成リボグリコペプチド系抗菌薬 (ダルババンシン)

急性細菌性皮膚及び皮膚組織感染症 (ABSSSI) 治療薬として平成22年12月にDurata Therapeutics, Inc. (現: Allergan社) との間で、当社が保有していたダルババンシンに関する権利を譲渡する契約を締結しておりましたが、権利譲渡契約の規定に従い、平成27年6月23日付で当社が日本の権利を再取得いたしました。日本での開発準備及び新たな導出に向けて活動を進めております。本剤は、米国において急性細菌性皮膚及び皮膚組織感染症 (ABSSSI) の治療薬としてDALVANCE™の商標で上市され、欧州においては平成27年3月にXYDALBA™の商標で販売承認を得ています。

## 2) 導出先の開発状況

### イ. アシッドポンプ拮抗薬 (RQ-00000004)

胃食道逆流症 (GERD) を目標適応症としてC J社 (韓国) で開発中の本化合物は、韓国において第Ⅲ相臨床試験を実施しており、また中国での開発も準備しております。

### ロ. セロトニン5-HT<sub>2A</sub>及びドパミンD<sub>2</sub>受容体遮断薬 (ジプラントン)

統合失調症治療薬としてMeiji Seikaファルマ社で開発中の本化合物は、日本において第Ⅲ相臨床試験を実施中です。本剤は、米国ファイザー社によって既に83ヶ国で販売されており、米国の治療ガイドラインには第一選択薬として収載されています。

### ハ. EP<sub>4</sub>拮抗薬 (RQ-00000007、AT-001、grapiprant)

ペットの疼痛治療薬としてアラタナ社 (米国) で開発中の本化合物は、米国におけるイヌを対象とした臨床試験での良好な成績を受けてFDAへの新規動物薬としての申請作業が進められております。

### ニ. グレリン受容体作動薬 (RQ-00000005、AT-002、capromorelin)

ペットの食欲不振治療薬としてアラタナ社 (米国) で開発中の本化合物は、イヌを対象とした臨床試験での良好な成績を受けてFDAへの新規動物薬としての申請作業が進められております。

### ホ. EP<sub>4</sub>拮抗薬 (RQ-00000007、AAT-007、grapiprant)

AskAt社に導出した本化合物については、AskAt社がヒト用医薬品としてのライセンス活動を進めております。

### ヘ. シクロオキシゲナーゼ2 (COX-2) 阻害薬 (RQ-00317076、AAT-076)

AskAt社に導出した本化合物については、AskAt社がヒト用医薬品としてのライセンス活動を進めております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は222百万円であり、その主なものは、事務所等の移転に伴い取得した建物附属設備107百万円及び分析装置等の取得115百万円であります。

### ③ 資金調達状況

当社は、平成26年7月22日に第10回行使価額修正条項付き新株予約権を発行しております。また、平成27年9月14日に第11回行使価額修正条項付き新株予約権を発行しております。当事業年度中に、その全てが行使されたことにより3,910,000株の新株式を発行し、1,701百万円を調達いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

### 当社の財産及び損益の状況

| 区 分           |      | 第5期<br>(平成24年12月期) | 第6期<br>(平成25年12月期) | 第7期<br>(平成26年12月期) | 第8期<br>(当事業年度)<br>(平成27年12月期) |
|---------------|------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 事業収益          | (千円) | 28,978             | 227,618            | 153,895            | 145,500                       |
| 経常損失(△)       | (千円) | △2,891,267         | △1,848,557         | △1,942,282         | △1,795,216                    |
| 当期純損失(△)      | (千円) | △2,905,463         | △1,136,856         | △464,575           | △1,854,353                    |
| 1株当たり当期純損失(△) | (円)  | △219.00            | △84.83             | △33.23             | △116.45                       |
| 総資産           | (千円) | 5,501,134          | 6,613,060          | 5,202,124          | 4,752,112                     |
| 純資産           | (千円) | 5,310,417          | 5,717,494          | 4,831,488          | 4,514,364                     |
| 1株当たり純資産額     | (円)  | 400.27             | 421.73             | 324.47             | 239.96                        |

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。但し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については、小数点第3位を四捨五入しております。
2. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。
3. 当事業年度において、従来、連結子会社であった株式会社A s k A tを連結の範囲から除外いたしました。これは、当社が同社を実質支配する状況が解消されたことによるものであります。これにより当社は連結子会社を有しないため、当事業年度より連結計算書類は作成していません。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

当社は当事業年度において、従来、連結子会社であった株式会社A s k A tを連結の範囲から除外しております。これは、当社が同社を実質支配する状況が解消されたことによるものであります。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、中長期的な研究成果の収益化を目指して以下の点を主要な経営課題として取り組んでまいります。

##### ① 研究開発ポートフォリオの強化

創薬ベンチャー企業として企業価値を高めていくためには、新規性の高い開発化合物を継続的に創出し、研究開発ポートフォリオを強化していく必要があります。当社は、以下の方策を採ってまいります。

- ・ 独自の評価系及びデータベース等を活用して、開発化合物の早期創出を目指してまいります。
- ・ 既存の研究開発ポートフォリオの新規適応症を拡大するプロジェクトに取り組んでまいります。
- ・ 当社の技術・ノウハウを積極的に活用できるイオンチャンネル創薬プロジェクトについては、他社との共同研究も積極的に進め、開発化合物の早期創出を目指します。
- ・ 産学官連携による共同研究を推進し、最先端の創薬研究に基づく開発化合物の増加を目指してまいります。

##### ② リソースの選択と集中による各プロジェクトの価値向上

当社は、保有する開発化合物の研究開発について、資金や人的リソースを効率的に活用して研究開発を進めるために開発化合物のステータスに応じて以下の方策を採ってまいります。

- ・ 導出準備プログラム 当社が強みを持つ探索段階から第Ⅰ相臨床試験を中心に自社単独で開発化合物の研究開発に注力して導出に向けて推進するプログラム
- ・ 導出済プログラム 第Ⅱ～Ⅲ相臨床試験を中心に導出先が主軸となって進める臨床開発について当社がサポートをメインに行うプログラム
- ・ 共同研究プログラム 探索ステージを基本に当社と製薬会社、双方が持つ強みを持ち寄り革新的な開発化合物の創出を目指す共同研究プログラム



### ③ 導出活動とアライアンスマネジメントの強化

当社は、開発化合物の製品上市を実現するために以下の方策を採ってまいります。

- ・ 当社が有する探索段階から第Ⅰ相臨床試験のステージにある開発化合物を製品上市するためには、臨床開発を実施しなければなりません。開発を推進し、リスクを最小化するためには、パートナーとなる製薬会社と提携し、導出を行う必要があります。現在、当社はこれを最重要課題として様々なチャンネルを通して導出活動に取り組んでおります。
- ・ 導出後は、一日も早い製品上市を目指して、導出先企業へのデータ提供や定期的なコミュニケーションを図ることで開発の推進を積極的に支援してまいります。

### ④ 経営基盤の強化と企業価値の向上

当社のような創薬ベンチャー企業は、製品が上市するまでの間、長期に亘って研究開発費の先行投資が続きます。当社においても第1期事業年度から第8期事業年度に至るまで、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが生じており、今後もこの傾向が続くものと予想されますが、経営基盤を強化し、企業価値の向上を目指すためには資金調達と革新的な開発化合物の創出が必須のものであります。この現状を踏まえて、当社は以下の方策を採ってまいります。

- ・ 研究開発推進のための資金調達

平成27年9月に、研究開発推進を目的に行使価額修正条項付き第11回新株予約権を発行しました。引き続き安定収入獲得まで必要に応じて適切な時期に適切な調達方法を検討し、資金調達に取り組んでまいります。

- ・ 産学官連携スキームによる新規性の高い開発化合物の創出

医薬品開発先進国である米国では、新たに上市される医薬品の約6割がアカデミアや創薬ベンチャー企業発と言われております。我が国においてもアカデミアや創薬ベンチャー企業からの創薬が進む中、当社は平成26年度から名古屋大学に産学協同研究部門を設置し、アカデミアにおける最先端の創薬研究から革新的な開発化合物の創出に取り組んでおります。

また平成27年7月に、経済産業省中部経済産業局「平成27年度第1回異分野連携新事業分野開拓計画（新連携計画）」の認定を取得し、平成27年8月に同省同局「平成27年度商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）」に採択され、初年度3,000万円を上限として補助対象経費の2/3以内、2年度目は原則として初年度の補助金交付決定額と同額を上限に補助を受ける予定です。

#### ⑤ 財務体質の健全化

税負担の軽減や現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図るため平成28年2月12日開催の取締役会において、平成28年3月30日開催の第8期定時株主総会に、「資本金の額の減少の件」及び「資本準備金の額の減少の件」を上程することを決議いたしました。

#### ⑥ 薬事関連法規制を遵守する体制の更なる充実

医薬品の研究開発は、各国の薬事規制当局の基準に従い、有効性・安全性及び品質が確立された医薬品を創出する必要があります。当社は、設立直後からこれらの基準を遵守する体制の構築を強く意識し、SOP（研究開発に関する標準手順書）の作成・改定やこれらの基準に関する社員教育を実施し、事業活動を行ってまいりました。今後も、上述の基準について常に最新の情報を収集するとともに、遵守体制の更なる強化に努めてまいります。

(5) **主要な事業内容**（平成27年12月31日現在）

当社は、医薬品の研究開発及び開発化合物等の知的財産の導出を主たる事業としております。

(6) **主要な営業所及び工場**（平成27年12月31日現在）

本 社：愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号

研究部門：愛知県名古屋市中種区不老町

（国立大学法人名古屋大学内）

(7) **従業員の状況**（平成27年12月31日現在）

| 従業員数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 64名（14名） | 6名減（1名減）  | 44.1歳 | 5.9年   |

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員数（アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

### (重要な契約の締結)

当社は、前事業年度において国立大学法人名古屋大学に*in vivo* 及び *in vitro*を軸とする「薬効解析部門」を開設いたしました。が、当事業年度において、新たに平成27年2月17日付で産学協同研究講座設置に関する契約を締結し、「薬剤科学・分析化学講座」及び「新薬創成化学講座」を開設いたしました。これにより当社の研究開発部門の全てを同大学内に移し、産学連携による創薬研究活動を本格的に進めております。

#### 1. 産学協同研究講座「薬剤科学・分析化学講座」の概要

|                 |                                                                                                           |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 設置する大学および部局 | 名古屋大学大学院医学系研究科                                                                                            |
| (2) 協同研究講座の名称   | 薬剤科学・分析化学講座                                                                                               |
| (3) 設置期間        | 平成27年4月1日～平成30年3月31日                                                                                      |
| (4) 目的          | 新薬の探索研究サイクルの実践を通じて薬剤科学・分析化学技術を活用し、化合物特性の評価ならびに最適化のための方法論ならびに手法の確立に寄与することを目指す。                             |
| (5) 内容          | ①薬剤科学・分析化学評価系の探索・検討および実践的活用<br>②医薬品開発上の薬剤科学面のリスク分析および解決手段の検討<br>③生物学的評価に供する化合物の高速供給を可能にするプラットフォーム技術の開発と実践 |

## 2. 産学協同研究講座「新薬創成化学講座」の概要

|                 |                                                                                        |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 設置する大学および部局 | 名古屋大学大学院創薬科学研究科                                                                        |
| (2) 協同研究講座の名称   | 新薬創成化学講座                                                                               |
| (3) 設置期間        | 平成27年4月1日～平成30年3月31日                                                                   |
| (4) 目的          | 系統的かつ論理的なデザインと合成により医薬品候補化合物を創出するとともに、実践的な方法論の確立を目指す。                                   |
| (5) 内容          | ①医薬候補化合物のデザインおよび合成技術に関する研究<br>②新薬探索プログラムにおける候補化合物の探索ならびに最適化、薬剤科学・分析化学評価系の探索・検討および実践的活用 |

## 2. 株式の状況(平成27年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 37,068,800株

(2) 発行済株式の総数 18,767,200株

(注) 新株予約権の行使により発行済株式の総数は3,910,000株増加しております。

(3) 株主数 11,088名

(4) 大株主

| 株 主 名                                        | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------|------------|---------|
| CIP V JAPAN LIMITED PARTNERSHIP INCORPORATED | 2,296,000株 | 12.23%  |
| ファイザー株式会社                                    | 1,486,000  | 7.92    |
| NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合                    | 900,800    | 4.80    |
| 株式会社SBI証券                                    | 593,500    | 3.16    |
| 日本証券金融株式会社                                   | 282,500    | 1.51    |
| BARATI RAHIM                                 | 210,000    | 1.12    |
| 松井証券株式会社                                     | 205,500    | 1.09    |
| 大和証券株式会社                                     | 170,500    | 0.91    |
| 長久 厚                                         | 152,000    | 0.81    |
| マネックス証券株式会社                                  | 134,291    | 0.72    |

(注) 自己株式は所有していません。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        | 第3回新株予約権                                 | 第7回新株予約権                                 |                                           |
|------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 平成20年9月5日                                | 平成21年7月28日                               |                                           |
| 新株予約権の数                | 161個                                     | 20個                                      |                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 64,400株<br>(新株予約権1個につき400株)         | 普通株式 7,980株<br>(新株予約権1個につき399株)          |                                           |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない。                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない。                     |                                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり<br>510,000円<br>(1株当たり 1,275円) | 新株予約権1個当たり<br>513,912円<br>(1株当たり 1,288円) |                                           |
| 権利行使期間                 | 平成22年10月16日から<br>平成30年7月31日まで            | 平成24年6月12日から<br>平成31年7月27日まで             |                                           |
| 行使の条件                  | (注) 1、3                                  | (注) 2、3                                  |                                           |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く)                        | —                                        | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 7,980株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役                                    | 新株予約権の数 5個<br>目的となる株式数 2,000株<br>保有者数 1名 | —                                         |
|                        | 監査役                                      | —                                        | —                                         |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降においてのみ、本新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (5) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、本新株予約権を行使することができない。
- (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、本新株予約権を行使することができる。

- (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
- (5) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、本新株予約権を行使することができない。
- (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。  
 平成22年12月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年1月28日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整しております。

## (2) その他新株予約権等の状況

### ①平成26年7月2日開催の取締役会決議に基づく行使価額修正条項付き第10回新株予約権

|                                        | 第10回新株予約権                                                                                                                 |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 910個                                                                                                                      |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 910,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                                                       |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権1個当たり6,600円                                                                                                          |
| 新株予約権の払込期日                             | 平成26年7月22日                                                                                                                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 当初行使価額 1株につき 621円<br>行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されるが、その価額が下限行使価額(435円)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。 |
| 新株予約権の行使期間                             | 平成26年7月23日から平成27年7月22日まで                                                                                                  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。       |
| 新株予約権の行使の条件                            | 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。<br>その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「コミットメント条項付き第三者割当契約」に定めるところによる。                                 |
| 割当先                                    | 第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をメルリンチ日本証券株式会社に割当てた。                                                                              |

(注) 平成26年7月2日開催の取締役会決議に基づく行使価額修正条項付き第10回新株予約権は、平成27年7月7日に全て行使されております。



②平成27年8月26日開催の取締役会決議に基づく行使価額修正条項付き  
第11回新株予約権

|                                        | 第11回新株予約権                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 3,000個                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 3,000,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権1個当たり5,150円                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の払込期日                             | 平成27年9月14日                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 当初行使価額 1株につき463円<br>行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されるが、その価額が下限行使価額(278円)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。<br>下限行使価額は、平成27年9月15日以降平成27年12月14日まで(同日を含む。)の期間中は278円、平成27年12月15日以降平成28年9月14日まで(同日を含む。)の期間中は510円とする。 |
| 新株予約権の行使期間                             | 平成27年9月15日から平成28年9月14日まで                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。                                                                                                           |
| 新株予約権の行使の条件                            | 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。<br>その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「コミットメント条項付き第三者割当契約」に定めるところによる。                                                                                                                                     |
| 割当先                                    | 第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をメルルリンチ日本証券株式会社に割当てた。                                                                                                                                                                                 |

(注)平成27年8月26日開催の取締役会決議に基づく行使価額修正条項付き第11回新株予約権は、平成27年11月27日に全て行使されております。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                               |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役     | 谷 直 樹   |                                                                                            |
| 取 締 役     | 平 井 昭 光 | レックスウェル法律特許事務所 代表パートナー<br>株式会社ヘリオス 社外監査役<br>株式会社ファンペップ 代表取締役<br>沖縄プロテイントモグラフィ株式会社<br>社外取締役 |
| 取 締 役     | 土 屋 進   |                                                                                            |
| 取 締 役     | 青 木 初 夫 |                                                                                            |
| 常 勤 監 査 役 | 井 上 尚 治 |                                                                                            |
| 監 査 役     | 本 間 靖   |                                                                                            |
| 監 査 役     | 縣 久 二   | 太陽誘電株式会社 社外取締役                                                                             |

- (注) 1. 取締役 平井昭光氏及び青木初夫氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役 井上尚治氏及び監査役 縣久二氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役 青木初夫氏及び監査役 縣久二氏を東京証券取引所の定めに基  
 づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役  
 員制度を導入しております。執行役員は、以下の3名であります。

| 地 位     | 氏 名       | 担 当 部 門       |
|---------|-----------|---------------|
| 専務執行役員  | 小 泉 信 一   | C S O         |
| 常務執行役員  | 河 田 喜 一 郎 | 財務・経営企画部門&CFO |
| 執 行 役 員 | 渡 邊 修 造   | 創業研究部門        |

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(2) | 30,503千円<br>(9,720) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 13,775<br>(10,925)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7<br>(4)  | 44,278<br>(20,645)  |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりませ  
 せん。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成23年3月30日開催の定時株主総会において、年額  
 90,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議いただいでお  
 ります（但し、使用人分給与は含まない）。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成21年3月26日開催の定時株主総会において、年額  
 16,000千円以内と決議いただいでおります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ①取締役 平井昭光氏は、レックスウェル法律特許事務所の代表パートナーであります。同事務所との間には、営業取引はありません。また、同氏は株式会社ヘリオスの社外監査役、株式会社ファンペップの代表取締役並びに沖縄プロテイントモグラフィ株式会社の社外取締役であります。これらの会社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- ②監査役 縣久二氏は、太陽誘電株式会社の社外取締役であります。同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                    |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 平井 昭光   | 当事業年度に開催された取締役会21回すべてに出席し、弁護士・弁理士としての専門的見地から、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。          |
| 取締役 青木 初夫   | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席し、これまでの職務経験を踏まえ、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。            |
| 常勤監査役 井上 尚治 | 当事業年度に開催された取締役会21回すべて、また、監査役会15回すべてに出席し、これまでの職務経験を踏まえ、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。 |
| 監査役 縣 久二    | 当事業年度に開催された取締役会21回すべて、また、監査役会15回すべてに出席し、これまでの職務経験を踏まえ、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。 |

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、平成27年3月27日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 報酬等の額

|                                | 新日本有限責任監査法人 | 有限責任監査法人トーマツ |
|--------------------------------|-------------|--------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 15,000千円    | 4,500千円      |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000      | 4,500        |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任、不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

当社の会計監査人は、平成27年12月22日に金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けております。

### (6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を定め、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- ② 代表取締役の直轄部門として監査室を置き、同室が内部監査を行うこととする。監査室は、業務監査においてコンプライアンスの状況の監査を重要監査項目と位置付け、監査結果については、必要に応じて取締役会、監査役会に報告するものとする。
- ③ 法令上、疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設ける。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体と緊密に連携し、全社を挙げて反社会的勢力排除のための社内体制を整備する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、定款、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- ② 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合には代表取締役から全部門に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ③ 前二項の定めに拘わらず、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、経営戦略委員会規程等の社内規程に基づき事前に経営戦略委員会において議論を行い、その審議を経て決定を行う。その上で、法令・定款あるいは取締役会規則等の社内規程に基づき取締役会における決議が必要な事項については、取締役会に上程し、審議・決定を行う。

#### (6) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行う。
- ② 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告する。
- ③ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制を整備する。
- ④ 監査役は当社の法令遵守体制及び社内報告体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

#### (6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役を補助すべき使用人に関する規定を監査役会規則内に定め、代表取締役は監査役会が当該使用人を置く必要があると認めたときは、監査役会と協議し、監査役を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- ② 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制について、それぞれ取締役会規則並びにコンプライアンス規程内に定めることとし、取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 内部通報体制を整備し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの基本方針に関する取締役会決議に基づき、次の取組を行いました。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 常勤監査役は、取締役会、経営戦略委員会その他社内的重要な会議に出席し、開催手続き及び付議議案の内容を監査し、その監査結果を毎月開催される定例の監査役会で報告し、非常勤監査役と情報を共有しました。
- ② 高度な知見を要する事案については、社外の弁護士、会計士、コンサルタントに意見を求め、適法性・妥当性判断を行いました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る議事録、契約書、稟議書が適正に保存及び管理されていることを期中監査の中で確認しました。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理委員会を年1回開催し、想定されるリスクの発生頻度と損失額を基にリスク評価の見直しを行いました。
- ② 安全衛生委員会を毎月開催し、研究施設等職場の安全管理と従業員の健康維持に必要な対策を検討し実施しました。
- ③ 災害発生時の緊急対応に必要な連絡体制を整備するとともに、情報セキュリティに関する社内研修を実施しました。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会を19回（定時取締役会14回、臨時取締役会5回）開催しました。取締役と監査役を取締役会への出席率は、98.5%でした。
- ② 経営戦略委員会を毎週開催し、審議結果を全取締役及び全監査役に報告しました。
- ③ 取締役の職務執行の効率化をはかるための組織変更や規程変更等が行われる都度、職務分掌規程、職務権限規程等の関連規程が適正に改定されていることを確認し、職務権限規程等に即して稟議決裁が行われていることを確認しました。

**(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① コンプライアンス委員会を年2回開催し、コンプライアンスに係る課題の洗い出しを行うとともに、コンプライアンス意識を高めるためのインサイダー取引に関する社内研修を実施しました。
- ② 内部通報制度の運用の透明性を高めるために内部通報規程の改定を行いました。
- ③ 内部統制報告制度に対応するため、監査室がJ-SOX監査計画を策定し、全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス、業務プロセス、IT統制に関する監査を実施し、内部統制の有効性の評価を実施しました。

**(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務を補助する使用人は設置していませんが、監査役が要望すれば設置する体制は確保されています。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 常勤監査役は、毎週開催される経営戦略委員会にオブザーバーとして出席し、常に取締役及び執行役員に質問し情報の提供を求めることが出来る体制にあります。



- ② 監査役会監査計画及び監査室監査計画に基づいて全ての部署を対象に部門監査を実施しています。監査の効率性を高めるために、監査室が行う監査に監査役が同席し、両者が独自の質問を行い、両者が情報を共有する運用を行っています。監査結果は監査室がまとめ、代表取締役、経営戦略委員会、取締役会に報告しています。監査役は、主に取締役及び執行役員に対して事の重要性に応じて注意喚起すべきことがらについて意見表明しています。
- ③ 全監査役が監査役監査を実効的に行えるよう、常勤監査役は、経営戦略委員会終了後、議論のポイントを監査役の視点でまとめ、経営戦略委員会事務局が行う報告とは別に、毎週非常勤監査役宛にその他の参考情報を補足して報告しています。また、取締役会開催時には、事前に監査役会を開催し、常勤監査役から非常勤監査役に議案の概要と論点を説明し、全監査役が取締役会の議論に深く関わるよう情報と課題認識の共有化をはかっています。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額                |
|-----------------|------------------|------------------|--------------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |                  | <b>負 債 の 部</b>   |                    |
| <b>流動資産</b>     | 2,707,787        | <b>流動負債</b>      | 200,207            |
| 現金及び預金          | 1,840,239        | 未払金              | 123,405            |
| 売掛金             | 72,866           | 未払費用             | 57,067             |
| 有価証券            | 503,037          | 未払法人税等           | 15,071             |
| 貯蔵品             | 7,148            | 預り金              | 4,663              |
| 前渡金             | 179,368          | <b>固定負債</b>      | <b>37,540</b>      |
| 前払費用            | 65,488           | 資産除去債務           | 11,555             |
| その他             | 39,639           | 繰延税金負債           | 25,985             |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,044,324</b> | <b>負債合計</b>      | <b>237,748</b>     |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>261,290</b>   | <b>純 資 産 の 部</b> |                    |
| 建物              | 140,198          | <b>株主資本</b>      | <b>4,475,176</b>   |
| 工具、器具及び備品       | 394,484          | <b>資本金</b>       | <b>9,806,225</b>   |
| 減価償却累計額         | △273,392         | <b>資本剰余金</b>     | <b>5,090,225</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>14,228</b>    | 資本準備金            | 5,090,225          |
| ソフトウェア          | 8,213            | <b>利益剰余金</b>     | <b>△10,421,274</b> |
| 商標権             | 2,306            | その他利益剰余金         | △10,421,274        |
| その他             | 3,708            | 繰越利益剰余金          | △10,421,274        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,768,805</b> | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>28,170</b>      |
| 投資有価証券          | 1,751,779        | その他有価証券評価差額金     | 28,170             |
| 長期前払費用          | 5,479            | <b>新株予約権</b>     | <b>11,017</b>      |
| その他             | 11,545           | <b>純資産合計</b>     | <b>4,514,364</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,752,112</b> | <b>負債純資産合計</b>   | <b>4,752,112</b>   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額       |            |
|----------------|-----------|------------|
| 事業収益           |           | 145,500    |
| 事業費用           |           |            |
| 研究開発費          | 1,302,452 |            |
| その他の販売費及び一般管理費 | 707,644   | 2,010,097  |
| 営業損失(△)        |           | △1,864,597 |
| 営業外収益          |           |            |
| 受取利息           | 4,142     |            |
| 有価証券利息         | 77,906    |            |
| 受取配当金          | 186       |            |
| 為替差益           | 14,323    |            |
| 有価証券売却益        | 1,165     |            |
| その他            | 1,074     | 98,798     |
| 営業外費用          |           |            |
| 株式交付費          | 6,400     |            |
| 複合金融商品評価損      | 21,487    |            |
| 有価証券償還損        | 1,530     | 29,417     |
| 経常損失(△)        |           | △1,795,216 |
| 特別利益           |           |            |
| 投資有価証券売却益      | 65,655    | 65,655     |
| 特別損失           |           |            |
| 特別退職金          | 69,483    |            |
| 事務所移転費用        | 43,416    |            |
| 投資有価証券償還損      | 6,000     | 118,900    |
| 税引前当期純損失(△)    |           | △1,848,460 |
| 法人税、住民税及び事業税   | 5,893     | 5,893      |
| 当期純損失(△)       |           | △1,854,353 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から)  
(平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |           |                |            |
|--------------------------|-----------|-----------|----------------|------------|
|                          | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金          | 株主資本合計     |
|                          |           | 資本準備金     | そ の 他<br>利益剰余金 |            |
|                          |           |           | 繰越利益<br>剰余金    |            |
| 当 期 首 残 高                | 8,952,367 | 4,236,367 | △8,566,920     | 4,621,814  |
| 当 期 変 動 額                |           |           |                |            |
| 新 株 の 発 行                | 853,858   | 853,858   |                | 1,707,716  |
| 当期純損失 (△)                |           |           | △1,854,353     | △1,854,353 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |           |           |                |            |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 853,858   | 853,858   | △1,854,353     | △146,637   |
| 当 期 末 残 高                | 9,806,225 | 5,090,225 | △10,421,274    | 4,475,176  |

|                          | 評価・換算差額等         |               | 新株予約権  | 純資産合計      |
|--------------------------|------------------|---------------|--------|------------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額合計 |        |            |
| 当 期 首 残 高                | 198,904          | 198,904       | 10,769 | 4,831,488  |
| 当 期 変 動 額                |                  |               |        |            |
| 新 株 の 発 行                |                  |               |        | 1,707,716  |
| 当期純損失 (△)                |                  |               |        | △1,854,353 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | △170,733         | △170,733      | 247    | △170,485   |
| 当 期 変 動 額 合 計            | △170,733         | △170,733      | 247    | △317,123   |
| 当 期 末 残 高                | 28,170           | 28,170        | 11,017 | 4,514,364  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
- ② その他有価証券  
時価のあるもの

償却原価法（定額法）を採用しております。

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

但し、外貨建その他有価証券は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

- ③ デリバティブ
- ④ たな卸資産  
貯蔵品

時価法を採用しております。

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |     |
|-----------|-----|
| 建物附属設備    | 15年 |
| 工具、器具及び備品 | 5年  |

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ③ 長期前払費用

定額法によっております。

### (3) 繰延資産の処理方法

- 株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

### (4) その他計算書類作成のための基本

- 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### （貸借対照表）

前事業年度において「流動資産」の「原材料及び貯蔵品」に表示していた「貯蔵品」は、当事業年度に「原材料」が無くなったことから、「流動資産」の「貯蔵品」として表示しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 14,857,200株     | 3,910,000株     | 一株             | 18,767,200株    |

(注) 発行済株式の総数の増加3,910,000株は、新株予約権の権利行使による増加分であります。

##### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

##### (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 第3回<br>新株予約権 | 第5回<br>新株予約権 | 第7回<br>新株予約権 | 第9回<br>新株予約権 |
|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式         | 普通株式         | 普通株式         | 普通株式         |
| 目的となる株式の数  | 64,400株      | 78,204株      | 7,980株       | 39,000株      |
| 新株予約権の残高   | —            | —            | —            | 11,017千円     |

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資について流動性が高く元本確保型の金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及びその他有価証券であり、市場価格及び為替の変動リスクに晒されております。営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。外貨建資産及び負債については、為替の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引は、外貨建資産に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替オプション取引及びスワップ取引であります。

###### ③ 金融商品及び市場リスク（為替）に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について債権管理規程に従い営業債権管理を行っております。一時的な余資で運用する満期保有目的の債券及びその他有価証券は、資金管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としており信用リスクは僅少であります。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。当社は、外貨建資産及び負債に係る為替変動リスクに対して、為替オプション取引及びスワップ取引等を利用するとともに、資産残高に対する外貨建資産の保有割合により管理しております。なお毎月の金融商品の取引実績、保有状況及び外貨建資産の保有割合は、月次で取締役会に報告しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|          | 貸借対照表計上額    | 時 価         | 差 額 |
|----------|-------------|-------------|-----|
| ① 現金及び預金 | 1,840,239千円 | 1,840,239千円 | 一千円 |
| ② 売掛金    | 72,866      | 72,866      | —   |
| ③ 有価証券   | 503,037     | 503,037     | —   |
| ④ 投資有価証券 | 1,751,779   | 1,751,779   | —   |
| ⑤ 未払金    | (123,405)   | (123,405)   | —   |
| ⑥ 未払法人税等 | (15,071)    | (15,071)    | —   |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、並びに② 売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券、並びに④ 投資有価証券

この時価の算定は、取引所の価格によっております。

⑤ 未払金、並びに⑥ 未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因は、税務上の繰越欠損金、知的財産権の償却に係る損金算入限度超過額等ですが、その全額について評価性引当額を計上しております。

繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額     | 239円96銭  |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △116円45銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

ラクオリア創薬株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中川 昌美 ㊤  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 江戸川 泰路 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラクオリア創薬株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（新日本有限責任監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月10日

ラクオリア創業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 井上 尚治 ㊟

監 査 役 本間 靖 ㊟

監 査 役（社外監査役） 縣 久二 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本金の額の減少の件

#### 1. 資本金の額の減少の理由

現在生じております利益剰余金欠損額を解消し、財務体質の健全化と将来の剰余金の配当や自社株取得などの株主還元策が実現できる状態にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたいと存じます。なお、資本金の額の減少によって、発行済株式総数は減少いたしませんので、株主の皆様のお所有株式数に影響を与えるものではございません。また、「純資産の部」における項目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではございません。

#### 2. 資本金の額の減少の要領

##### (1) 減少する資本金の額

資本金の額9,806,225,500円を7,568,637,328円減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振替、減少後の資本金の額を2,237,588,172円といたします。

##### (2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものであります。

##### (3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

平成28年5月1日

## 第2号議案 資本準備金の額の減少の件

### 1. 資本準備金の額の減少の理由

第1号議案「資本金の額の減少の件」と同様に欠損額を解消し、財務体質の健全化と将来の剰余金の配当や自社株取得などの株主還元策が実現できる状態にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたいと存じます。

### 2. 資本準備金の額の減少の要領

#### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額5,090,225,500円を2,852,637,329円減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振替、減少後の資本準備金の額を2,237,588,171円といたします。

#### (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成28年5月1日

### 第3号議案 剰余金の処分の件

#### 1. 剰余金の処分の理由

会社法第452条の規定に基づき、第1号議案「資本金の額の減少の件」における資本金の額の減少及び第2号議案「資本準備金の額の減少の件」における資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金について、繰越利益剰余金にそれぞれ振り替えることで損失の処理を行うための処分のご承認をお願いするものであります。なお、本議案は、第1号議案「資本金の額の減少の件」及び第2号議案「資本準備金の額の減少の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 処分する剰余金の項目、額及び効力発生日

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 10,421,274,657円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 10,421,274,657円

##### (3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

平成28年5月1日

## 第4号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第30条第2項のとおり変更するものであります。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第39条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第8条を削除するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条～第2条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を愛知県名古屋市中村区に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(2) 監査役<br/><u>(3) 監査役会</u><br/><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第7条 &lt;条文省略&gt;</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条～第19条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p>第1条～第2条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を愛知県名古屋市に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(2) 監査等委員会<br/>&lt;削除&gt;<br/><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第7条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第8条～第18条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第23条～第24条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                 |
| <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第26条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>                                             | <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第28条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。)を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p> | <p>第28条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。)を締結することができる。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                               | 変 更 案                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| <p><u>(任期)</u><br/> 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>     | <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u><br/> 第34条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>                                                     | <p>&lt;削除&gt;</p>                   |
| <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> 第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                    | <p>&lt;削除&gt;</p>                   |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> 第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u><br/> 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                   | <p>&lt;削除&gt;</p>                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                         | 変 更 案             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| <p><u>(監査役会の議事録)</u><br/> <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役会規則)</u><br/> <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>                                           | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(報酬等)</u><br/> <u>第40条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                     | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役の実任免除)</u><br/> <u>第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の監査役の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>            | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>2. 当会社は、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。)を締結することができる。</u></p>                        | <p>&lt;削除&gt;</p> |

| 現 行 定 款          | 変 更 案                                                                                                                 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <新設>             | 第5章 監査等委員会                                                                                                            |
| <新設>             | <u>(監査等委員会の招集通知)</u><br>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                     |
| <新設>             | 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。                                                                       |
| <新設>             | <u>(監査等委員会の決議方法)</u><br>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。                                |
| <新設>             | <u>(監査等委員会の議事録)</u><br>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。 |
| <新設>             | <u>(監査等委員会規則)</u><br>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。                                         |
| 第42条～第45条 <条文省略> | 第35条～第38条 <現行どおり>                                                                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(剰余金の配当の基準日)<br/>第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>(中間配当)</u><br/>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第48条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u><br/>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)<br/>第40条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>第41条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u><br/>第1条 当社は、第8期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役の実任免除責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

**第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件**

第4号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第4号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | たに<br>谷<br>なお<br>直<br>樹<br>(昭和23年3月23日)    | 昭和48年4月 藤沢薬品工業㈱（現アステラス製薬㈱）入社<br>昭和60年7月 同社 企画室ライセンス担当<br>平成12年7月 同社 グローバル経営戦略本部 ライセンス部長<br>平成18年4月 奈良先端科学技術大学 TLO部特任教授<br>平成22年4月 当社 入社<br>当社 執行役員<br>平成22年10月 当社 取締役<br>平成23年4月 当社 常務執行役員<br>平成24年8月 当社 代表取締役（現任）                                                                                                             | 一株             |
| 2         | あお<br>き<br>はつ<br>お<br>青木 初夫<br>(昭和11年4月8日) | 昭和35年4月 藤沢薬品工業㈱（現アステラス製薬㈱）入社<br>昭和63年6月 同社 取締役<br>平成5年1月 同社 常務取締役<br>Fujisawa USA, Inc. Chairman & CEO<br>平成7年6月 藤沢薬品工業㈱（現アステラス製薬㈱）<br>代表取締役専務取締役<br>平成11年6月 同社 代表取締役社長<br>平成17年4月 アステラス製薬㈱ 代表取締役会長<br>平成18年6月 同社 代表取締役共同会長<br>平成20年6月 同社 相談役<br>平成22年6月 同社 アトモイザ<br>平成23年8月 当社 顧問<br>平成24年3月 ㈱C x Oアトモイザズ 取締役<br>当社 社外取締役（現任） | 一株             |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | ※<br>かわだ きいちろう<br>河田 喜一郎<br>(昭和35年10月26日) | 昭和59年4月 ㈱上組 入社<br>平成元年1月 トウシュ・ロス会計事務所 入所<br>平成2年9月 テーロイト&トウシュLLP 入所<br>平成5年8月 米国公認会計士登録 (カリフォルニア州)<br>平成7年9月 同法人 マネジャー (国際税務)<br>平成7年11月 米国日本通運(株) 財務部 入社<br>同社 シニア・マネジャー<br>平成13年9月 監査法人トーマツ CF部門 入所<br>同法人 マネジャー<br>平成15年10月 同法人 シニア・マネジャー<br>平成16年10月 ㈱産業再生機構 入社<br>同社 マネジャー<br>平成17年5月 テーロイト・マツPAS(株) FA部門 入社<br>同社 シニア・ウエアズ・レゾナント<br>平成21年3月 当社 入社<br>執行役員 (監査室長)<br>平成23年9月 当社 執行役員 (経営企画担当)<br>平成24年3月 当社 常務執行役員 (CFO、財務・経営<br>企画担当、研究企画調整担当) (現任) | 6,838株         |
| 4         | ※<br>わたなべ しゅうぞう<br>渡邊 修造<br>(昭和42年5月15日)  | 平成4年4月 ファイザー製薬㈱ (現ファイザー㈱) 入社<br>平成17年4月 同社 中央研究所 生物科学研究統括部<br>主任研究員<br>平成18年12月 同社 中央研究所 生物科学研究統括部<br>主幹研究員<br>平成20年7月 当社 入社<br>平成24年10月 当社 執行役員 (創薬研究担当)<br>(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 4,539株         |

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 青木初夫氏は、社外取締役候補者であります。  
4. 当社は、青木初夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として  
届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き  
同氏を独立役員とする予定であります。

5. 社外取締役候補者とした理由

青木初夫氏は、経営者としての豊富な経験とグローバルで幅広い見識を有していることから、同氏の持つこれらの知識を当社の経営に生かしていただくとともに、取締役会の一層の活性化を促進し、併せて経営の透明性の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図るべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は平成24年3月から当社の社外取締役に就任しており、継続して社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

6. 青木初夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

7. 当社は、青木初夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。第4号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、本議案において青木初夫氏が取締役に選任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。



## 第6号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第4号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | あがた 縣 ひさ じ 二<br>(昭和25年9月16日)             | 昭和49年4月 野村證券㈱ 入社<br>昭和56年3月 日本合同フィナンズ㈱ (現㈱ジヤフコ) 入社<br>平成9年6月 同社 取締役<br>平成14年5月 同社 常務取締役<br>平成20年1月 響きパートナーズ㈱ 代表取締役会長<br>平成20年6月 太陽誘電㈱ 社外取締役 (現任)<br>平成20年9月 響きパートナーズ㈱ 特別顧問 (現任)<br>平成22年3月 当社 社外監査役 (現任)<br>テムリック㈱ 社外監査役<br>(重要な兼職の状況)<br>太陽誘電㈱ 社外取締役 | 一株             |
| 2         | ※<br>の もと がく じ 二<br>野 元 学<br>(昭和42年4月2日) | 平成7年4月 三井安田法律事務所 入所<br>平成10年3月 大西昭一郎法律事務所 入所<br>平成13年11月 Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP<br>Tokyo Office 入社<br>平成25年7月 和田法律事務所 入所<br>平成27年7月 レックスウェル法律特許事務所 入所 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>レックスウェル法律特許事務所 弁護士                                          | 一株             |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | ※<br>まき しんのすけ<br>牧 真之介<br>(昭和46年12月2日) | <p>平成9年10月 朝日監査法人(現あずさ監査法人) 入所</p> <p>平成14年10月 オリックス㈱ 入社</p> <p>平成18年10月 牧真之介公認会計士事務所 代表<br/>(現任)</p> <p>平成18年11月 エイ・エム・コンサルティング㈱(現会計法人<br/>MSPGコンサルティング)㈱ 取締役</p> <p>平成19年2月 牧税理士法人(現税理士法人<br/>MSパートナーズ) 代表社員(現任)</p> <p>平成19年6月 クラフト㈱ 社外監査役<br/>㈱EMシステムズ 社外監査役</p> <p>平成22年3月 エイ・エム・コンサルティング㈱(現会計法人<br/>MSPGコンサルティング)㈱ 代表取締役社長<br/>(現任)</p> <p>平成23年6月 クラフト本社㈱ 社外監査役(現任)</p> <p>平成26年3月 クラフトホールディングス㈱ 社外監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>牧真之介公認会計士事務所 代表<br/>税理士法人MSパートナーズ 代表社員<br/>会計法人MSPGコンサルティング(株) 代表取締役社長<br/>クラフト本社㈱ 社外監査役<br/>クラフトホールディングス㈱ 社外監査役</p> | 一株             |

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 縣久二氏、野元学二氏及び牧真之介氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、縣久二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 社外取締役候補者とした理由
- (1) 縣久二氏は、ベンチャー・キャピタリストとして多くのベンチャー企業の育成に携われ、それらの企業を成功に導いた経験があることから、これらの専門知識や豊富な経験に基づいた高度なアドバイスをい

ただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は平成22年3月から当社の社外監査役に就任しており、監査等委員である社外取締役としての職務につきましても適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

- (2) 野元学二氏は、長年の弁護士として培われた法律知識を、当社の監査に活かしていただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地から企業法務及びコンプライアンスの多面的なアドバイスを頂けるものと考え、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
  - (3) 牧真之介氏は、公認会計士及び税理士として活躍されており、法律及び財務に関する相当程度の知見を有していることから、会計分野の専門的見地を当社の監査に反映していただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、社外監査役として様々な企業の財務・会計に関わってこられた経験があることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
6. 当社は、縣久二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。第4号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、本議案において縣久二氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。
  7. 第4号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、本議案において野元学二氏及び牧真之介氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

## 第7号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第4号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| <small>ふりがな</small><br>氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <small>やま がみ だい すけ</small><br>山 上 大 介<br>(昭和21年11月24日) | 昭和50年11月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）<br>東京事務所入所<br>昭和56年9月 公認会計士登録<br>昭和59年11月 トウシュ・ロス会計事務所<br>（トント市、等松・青木監査法人提携先）へ派遣<br>昭和63年3月 等松・青木監査法人ニューヨーク事務所勤務<br>（平成5年帰国、東京事務所勤務）<br>平成2年7月 監査法人トーマツ 社員登録<br>平成12年8月 山上公認会計士事務所開設（現任）<br>平成13年3月 ㈱小田原エンジニアリング* 社外監査役<br>平成13年6月 日本特殊塗料㈱ 社外監査役（現任）<br>平成15年8月 宝印刷㈱ 社外監査役（現任）<br>平成21年11月 当社 一時監査役<br>平成27年3月 ローヤル電機㈱ 社外監査役（現任）<br>㈱小田原エンジニアリング* 監査役（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>山上公認会計士事務所 所長<br>㈱小田原エンジニアリング* 監査役<br>日本特殊塗料㈱ 社外監査役<br>宝印刷㈱ 社外監査役<br>ローヤル電機㈱ 社外監査役 | 一株             |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 山上大介氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 山上大介氏は、平成21年11月から平成22年3月まで、当社の一時監査役に就任いただいております。
4. 山上大介氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏の公認会計士としての専門知識、豊富な経験及び高い見識を当社の監査体制に活かしていただきたいため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。同氏は公認会計士としての専門的見地から企業監査に関して高い実績をあげているため、監査等委員である社外取締役としての職務につきましても適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
5. 第4号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、本議案において山上大介氏が補欠の監査等委員である社外取締役に選任され、就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成23年3月30日開催の定時株主総会において、年額90,000千円以内（内、社外取締役分は20,000千円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第4号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額80,000千円以内（内、社外取締役分は20,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は4名（内、社外取締役2名）ですが、第4号議案「定款一部変更の件」及び第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名（内、社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第4号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第9号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第4号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額22,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第4号議案「定款一部変更の件」及び第6号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第4号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 sets of horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 栄ガスビル5階 501会議室



- 交 通 地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 サカエチカ6番出口 徒歩5分  
 地下鉄名城線「矢場町」駅下車 6番出口 徒歩3分  
 ※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。